

15. 身体的拘束等について

1. 身体的拘束等

介護保険制度施行時から、介護保険施設等において利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は禁止されています（介護保険運営基準における身体的拘束等禁止規定）。

身体的拘束等は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為と考えられます。そのため、下記「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束等はすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

なお、仮に利用者本人や家族が、事故を起こさないために身体的拘束等を要望したとしても、無条件で従ってはなりません。家族等への説明や同意は、あくまでも「緊急やむを得ない場合」に該当した上で行うものであり、正当化される要件ではありません。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（すべて満たすことが必要）

- | | |
|----------|--|
| (1) 切迫性 | ：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 |
| (2) 非代替性 | ：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。 |
| (3) 一時性 | ：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 |

※手続きの手順

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要です。
- ・身体的拘束等の内容、目的、理由、時間帯、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し理解を求めることが必要です。
- ・常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。
- ・身体的拘束等の態様及び時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要です。

身体的拘束等の具体例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 |
|--|

⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

2. 身体的拘束等の適正化について

緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束等については、従来から運営基準上「身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」とされているところですが（訪問・通所系サービス、居宅介護支援、福祉用具貸与・販売は 2024 年 4 月 1 日から義務化）、以下のサービスについては、身体的拘束等の適正化を図るため、前記に加え次の①～③の措置を講じなければならないとされています。なお、下線がある短期入所系・多機能系サービスについては、2025 年 3 月 31 日をもって経過措置期間満了となり、2025 年 4 月 1 日から当該措置が義務化されました。

【対象サービス】

- ・（介護予防）短期入所生活介護 ・（介護予防）短期入所療養介護
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院

【身体的拘束等の適正化を図るための措置】

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

委員構成

- ・施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員等の幅広い職種により構成する。
- ・第三者や専門家（精神科専門医等）の活用が望ましい。

役割分担

- ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確化する。
- ・身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておく。

※短期入所系・多機能系サービス、（介護予防）認知症対応型共同生活介護については解釈通知上明記なし。

委員会の開催

- ・実際に身体的拘束等の事例がない場合でも開催する必要がある。
- ・関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深い他の会議体と一体的に設置・運営することも差し支えない。
- ・テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

委員会の内容

- ・報告様式の整備 ・身体的拘束等の状況、背景等の記録及び様式に従った報告
- ・事例の集計及び分析 ・事例の発生原因、結果等を取りまとめ、適正性と適正化策を検討

- ・事例及び分析結果の従業者への周知徹底
- ・適正化策を講じた後の効果の評価

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

指針には次のような項目を盛り込むこととされています。

- ・事業所（施設）における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ・身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所（施設）内の組織に関する事項
- ・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ・事業所（施設）内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要であるとされています。また、研修の実施内容については記録することが必要です。

なお、研修の実施に当たっては身体的拘束等適正化検討委員会と明確に区分して実施してください。

3. 身体拘束廃止未実施減算について

施設において、身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない場合又は身体的拘束等の適正化を図るための措置をいずれか1つでも講じていない場合、身体拘束廃止未実施減算に該当します（短期入所系・多機能系サービスは2025年4月1日から減算が適用されました）。

減算に該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出し、事実発生月から3月後に改善状況を報告することとなり、事実発生月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数が減算されます。

各事業所、施設においては、3月に1回以上の身体的拘束等適正化検討委員会の定期的な開催、指針の整備、年2回以上の介護職員その他の従業者に対する研修を確実に実施するよう留意してください。